

(写)

5 林整研第 145 号  
令和 5 年 9 月 13 日

都道府県 森林保護担当部長 殿

林野庁 森林整備部 研究指導課長

森林における狩猟関連事故の防止について(協力依頼)

今後、各地で狩猟期間が始まることを踏まえ、森林内での猟銃等による事故を防止するため、以下の取組について、関係部局や市町村、林業関係団体、狩猟者団体等と連携して実施していただくよう、ご協力をお願いします。

記

- 1 狩猟者等に対する安全指導について  
鳥獣行政担当部局等による狩猟者や狩猟者団体に対する森林内での猟銃等による事故防止のための指導への協力。
- 2 森林・林業関係者等の安全確保について
  - (1) 狩猟期間の周知。
  - (2) 作業現場や林道の入口等の他の入山者が通過する要所において、作業中である事を示す「のぼり」や作業箇所・期間等を明示した看板設置等入山者がいることの明示の励行。
  - (3) 林内での作業等の際にはオレンジや黄色等の目立つ色の服装<sup>\*</sup>やヘルメットの着用を促すとともに、獣類と間違われる恐れのある色彩（例えば白色や茶色系）の衣類の着用を極力控える等の対策の周知徹底。
  - (4) レクリエーション目的等の不特定の入林者に対する目立つ色の服装の着用励行等の注意喚起。

## (写)

※ 目立つ色の服装について

目立つ色の服装とは、周囲の色彩環境とは明らかに異なることにより早期に着用者の存在を第三者に示せることができるものが望ましく、一定割合以上の蛍光生地と反射材が使用されている高視認性タイプの作業服やベスト等の着用が効果的である。

具体的に JIST8127 (EN ISO20471) に規格されている高視認性安全服及び JSAA 2001 に規格されている一般利用者向け高視認性安全服が参考になる。

担当：保護企画班

山下、高麗 03-3502-1063 (直通)